

対応・救助マニュアル集  
【所員・利用者の対応】



静岡県立観音山少年自然の家

# 目 次

## ○体調不良者への対応

体調不良者に対する基本的対応	1
インフルエンザの疑いのある症状	2
食中毒の疑いのある症状	3
退所団体体調不良者発生対応図	3-1
熱中症の疑いのある症状	4
<資料>熱中症対応フロー	
食物によるアナフィラキシーショック発症	6
<資料>食物アレルギーによる症状への対応 エピペンの使い方	

## ○野外活動における対応

野外活動で傷病者が出た場合	9
野外活動で事故・行方不明が出た場合の所員の動き	10
マダニによる被害	11
スズメバチに刺された場合	12

## ○災害発生時の対応

火災発生時【昼間の対応】	13
火災発生時【夜間の対応】	14
<資料>非常用機器操作方法	
地震発生時の対応【館内で活動している場合】	16
地震発生時の対応【野外で活動している場合】	17
不審者の侵入	18
不審物の発見	19
消防車の呼び方【火災通報】	20
救急車の呼び方【急患・救急車要請】	21

## 体調不良者に対する基本的対応

事前対応

所の対応	利用者の対応
<p><b>【入所前】</b> ○入所までの利用者の健康状態を、各利用団体で把握してもらうように事前打合せで伝える。</p> <p><b>【入所後】</b> ○健康観察チェック表の記入と提出を依頼する。 ○健康観察チェック表をもとに、体調不良者の情報（氏名・症状等）を把握する。</p>	<p><b>【入所前】</b> ○利用者の健康状態を把握する。 ○発熱や嘔吐、下痢を発症していた利用者については、医療機関の判断を基に、参加について検討する。</p> <p><b>【入所後】</b> ○利用者全員の健康状態を常に把握し、異常があれば健康観察チェック表に記入後、所員に提出する。</p>

初期対応

<p>○所員で体調不良者の情報共有をする。 ○みんなの部屋を利用してもらう。 ○嘔吐があった場合は、嘔吐物処理キットを利用者に貸し出す。 ○同時利用団体へ体調不良者の情報を伝え、利用者の健康状態について確認してもらう。</p> <p><b>※発症者が6人以上の場合、集団感染等を疑い対応する。</b></p>	<p>○体調不良者の情報を所員へ報告する。（健康観察チェック表の提出） ○体調不良者をみんなの部屋で休ませるなど、他の利用者との接触をできるだけ避ける。 ○体調不良者の経過観察をし、今後の活動について判断する。</p> <p>①休養 → 活動継続 ②活動中止 → 帰宅 ③病院へ → 活動継続 ④病院へ → 活動中止（帰宅）</p> <p>○主催事業の活動中の嘔吐者は、状況に応じて保護者に連絡し、迎えに来てもらう。</p>
--	--

症状別対応

<p>○所長、所員へ状況を連絡し、情報を共有する。 ○宿直者1名で対応している場合、<u>所員1名増員する。（6人以上の場合）</u> ○発症者の状況から（嘔吐、下痢の発症者、短時間に多数の発症者等）     <b>【インフルエンザ】</b>と判断 → P2のマニュアル参照     <b>【食中毒・感染性胃腸炎】</b>と判断 → P3のマニュアル参照     <b>【熱中症】</b>と判断 → P4のマニュアル参照 ○<u>発症者が累計11人以上の場合、全所員で対応する。</u> <b>※原因が判断できない場合も、最悪の場合を想定して対応をする。</b></p>
---

### 事前安全対策

- 1 利用者に対し、活動後や食事前のうがい・手洗い（消毒）を徹底させる。
- 2 館内に手洗い等のポスターを掲示し、利用者に周知する。
- 3 手洗い場には、洗浄殺菌剤を設置する。
- 4 嘔吐物処理キットの準備と処理方法について確認をする。
- 5 施設設備・備品等の状態を把握し、安全と衛生状態を維持する。

インフルエンザの疑いのある症状

初期対応 (10人以下)	<p>所の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○みんなの部屋（医務室）を開放する。</li> <li>○受入可能な医療機関の情報提供をする。</li> <li>【発症者が6人以上の場合】</li> <li>○所長へ経過及び現状を報告する。</li> </ul>	<p>利用者の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○発症者をみんなの部屋へ隔離する。</li> <li>○発症者を帰宅、もしくは病院へ搬送する。</li> <li>○感染の疑いのない者については、うがい・手洗い・マスクの着用を徹底する。</li> </ul>
	<p>発症状況（人数、氏名、場所、症状等）を共有する。</p>	
<p>活動の継続か中止かを協議する。</p>		
2次対応 (11人以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○活動の中止、及び退所の指示をする。</li> <li>○社会教育課、浜松市保健所へ経過及び現状を報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者に状況説明をする。</li> <li>○退所の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・退所の手配をする。</li> <li>・関係者への連絡を行う。</li> </ul> </li> </ul>
	<p>退所後の経過状況を（人数、氏名、場所、症状等）を集約する。</p>	
事後対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次の利用団体代表者等に情報を提供する。（日程・活動の検討をする場合もある）</li> <li>○施設内の消毒と換気を徹底する。</li> </ul>	
	<p>退所後に体調不良者が複数名出た場合は P3-1【退所団体体調不良者発生対応図】に従う。</p>	

事前の安全対策

- 1 インフルエンザの蔓延が心配される場合や利用団体等から事前に感染症に関する相談があった場合、所長（又は所長補佐）は利用団体代表者等と協議の上、実施の可否について判断する。
- 2 インフルエンザの発生シーズンの状況により、利用団体にはマスクの準備やマスク着用の必要性を事前に知らせる。
- 3 利用者に対し、活動後、食事前のうがい・手洗い・消毒を徹底させる。
- 4 館内に手洗い等のポスターを掲示し、利用者に周知する。
- 5 手洗い場には、洗浄殺菌剤を設置する。

食中毒の疑いのある症状

初期対応 (10人以下)	<p>所の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○みんなの部屋（医務室）を開放</li> <li>○受入可能な医療機関の情報提供をする。</li> <li>○発症者の人数により関係者等へ経過及び現状を報告する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2人…所長</li> <li>・ 3人…所長、食堂関係者</li> <li>・ 4人以上…社会教育課 浜松市保健所</li> </ul> </li> <li>○発症者が6人以上の場合、勤務時間外は、宿直以外の所員を1名招集する。</li> </ul>	<p>利用者の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○発症者をみんなの部屋へ隔離する。</li> <li>○発症者を帰宅、もしくは病院へ搬送する。</li> <li>○感染の疑いのない者については、うがい・手洗い・マスクの着用を徹底する。</li> <li>○嘔吐物や排泄物等があった場合は、利用団体の指導者が適切に処理する。（原則、所員は支援するものとし、処理はしない） ※嘔吐物の処理手順、消毒方法は、巻末資料参照</li> </ul>
	<p>発症者の状況（人数、氏名、場所、症状等）を共有する。</p>	
<p>活動の継続か中止かを協議する。</p>		
2次対応 (11人以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所員全員を招集する。</li> <li>○情報を食堂関係者に知らせ、調理人の健康状態を把握し、食堂関係者を待機させる。</li> <li>○活動の中止、及び退所の指示をする。</li> <li>○食事の提供を中止し、代替食について協議する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者に状況説明をする。</li> <li>○退所の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退所の手配をする</li> <li>・ 関係者への連絡をする</li> </ul> </li> </ul>
	<p>退所後の経過状況を（人数、氏名、場所、症状等）を集約する。</p>	
事後対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次の利用団体代表者等に情報を提供する。</li> <li>○施設内の消毒を徹底する。</li> <li>○事故原因を分析し、必要に応じて施設・設備の対応をする。</li> </ul>	
	<p>退所後に体調不良者が複数名出た場合は P3-1【退所団体体調不良者発生対応図】に従う。</p>	

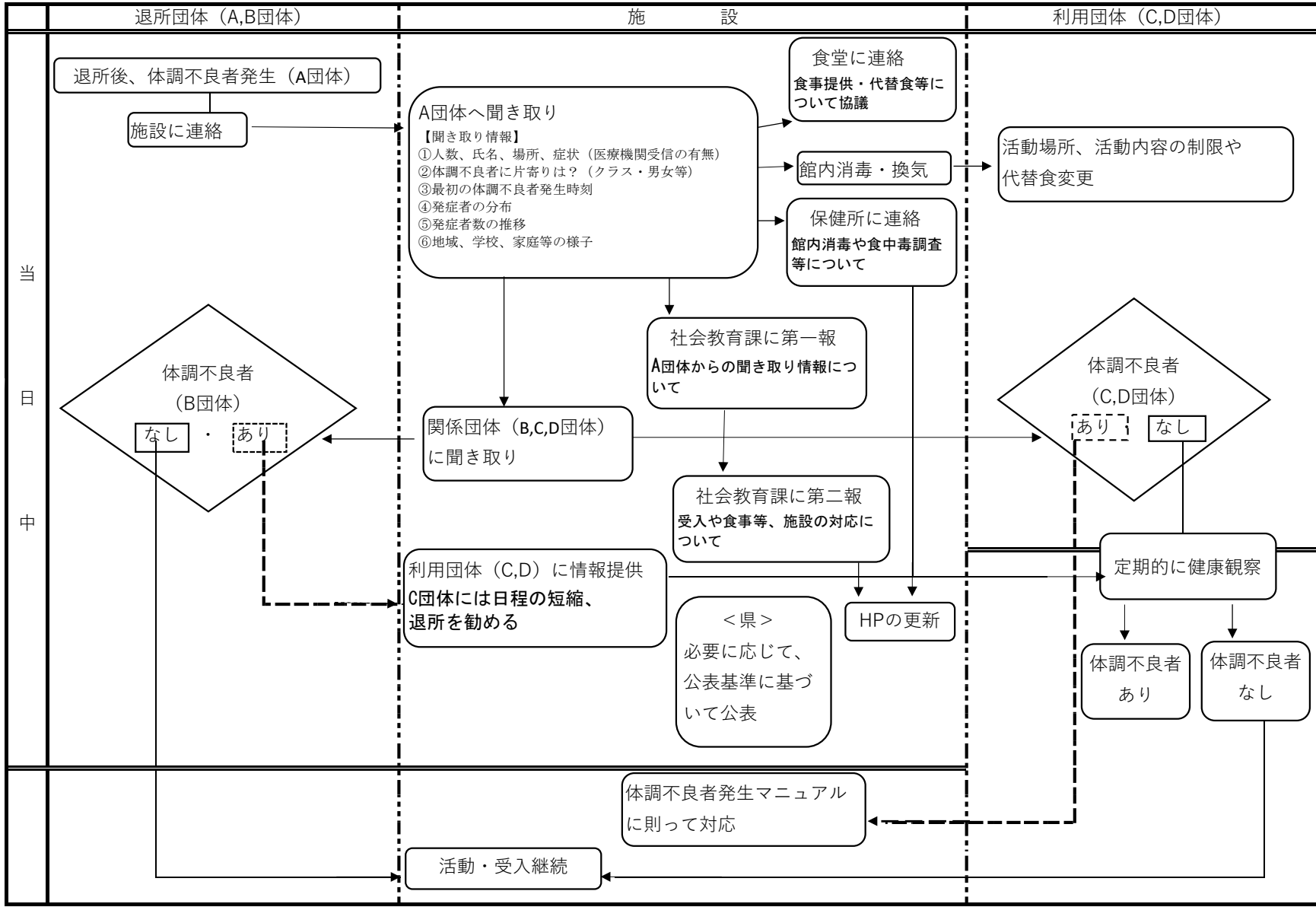
事前の安全対策

- 1 食中毒が発生しないように、食堂関係者には食堂内の衛生管理と調理人の衛生指導を徹底させ、法律や規則を遵守する。
- 2 利用者に対し、活動後や食事前のうがい・手洗い（消毒）を徹底させる。
- 3 館内に手洗い等のポスターを掲示し、利用者に周知する。
- 4 手洗い場には、洗浄殺菌剤を設置する。
- 5 施設設備・備品・調理器具等の状態を把握し、安全と衛生状態を維持する。

退所団体体調不良者発生対応図

A団体：退所後に体調不良者発生  
 B団体：A団体と同時期に施設利用（既に退所）  
 C団体：A団体と利用時期が重なる（利用中）  
 D団体：利用中の団体

3-1  
 当日中



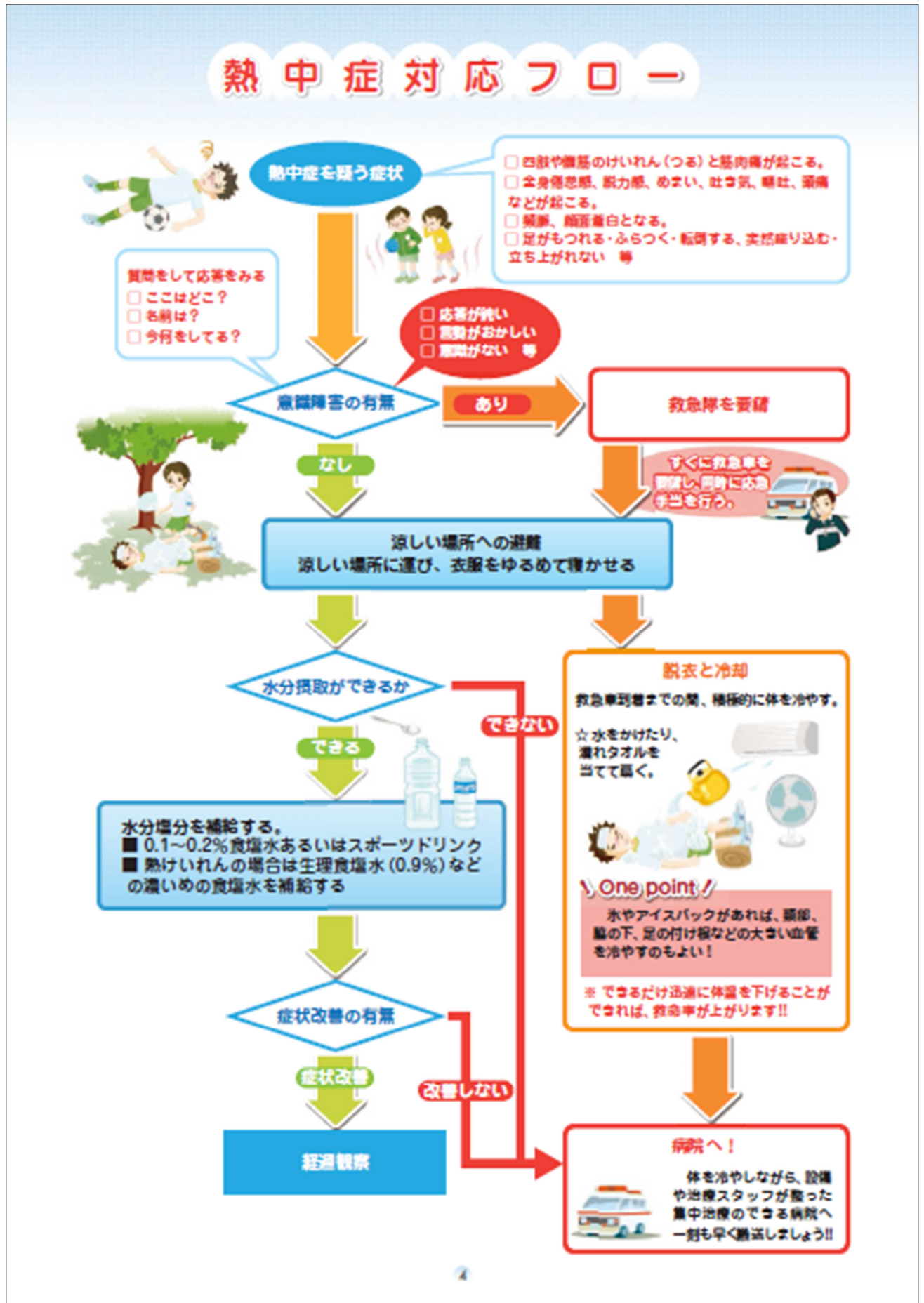
## 熱中症の疑いのある症状

初期対応	所の対応	利用者の対応
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○みんなの部屋（医務室）を開放する。</li> <li>○発症場所によっては、利用者の要請により、救助に向かう。 ※救助方法については、別添マニュアルを参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発症者に応急処置をした後、みんなの部屋へ搬入する。 ※熱中症の処置方法は、別添資料参照</li> <li>○水分補給、体を冷やす等の処置を行う。</li> <li>○嘔吐物や排泄物等があった場合は、利用団体の指導者が適切に処理する。（原則、所員は支援するものとし、処理はしない） ※嘔吐物の処理方法は、別添資料参照</li> </ul>
	発症状況（氏名、性別、場所、症状等）を共有する。	
	※以後の対応については、別添「熱中症対応フロー」参照し、2次対応へ進む。	
2次対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発症の程度により、受入可能な医療機関の情報提供、及び救急車の要請をする。</li> <li>○当日の天候（気温・湿度等）や他の利用者の健康状態を考慮した上で、今後の活動の継続か中止かを判断する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発症の程度により帰宅、病院へ搬送、救急車の要請等を判断する。</li> <li>○他の利用者の健康状態を確認し、状況によっては活動を一時中止する。</li> </ul>
	発症者の程度によって退所後の経過状況を共有する。	
事後対応		

### 事前の安全対策

- 1 事前打合せの際に、エリア内で長時間活動するプログラムを希望する利用団体には、スポーツドリンク等の準備を助言する。
- 2 当日の気温・湿度の状況（「暑さ指数」）により、プログラム実行への注意喚起をしたり、プログラムの短縮や中止を助言したりする。
- 3 利用者への活動直前のプログラム説明の際には、水分補給のタイミングや、活動中に十分な休憩を取ることなどを指導する。
- 4 本所において、経口補水液、熱中症対策用の氷・保冷剤等を常備する。

【出典 独立法人 日本スポーツ振興センター】





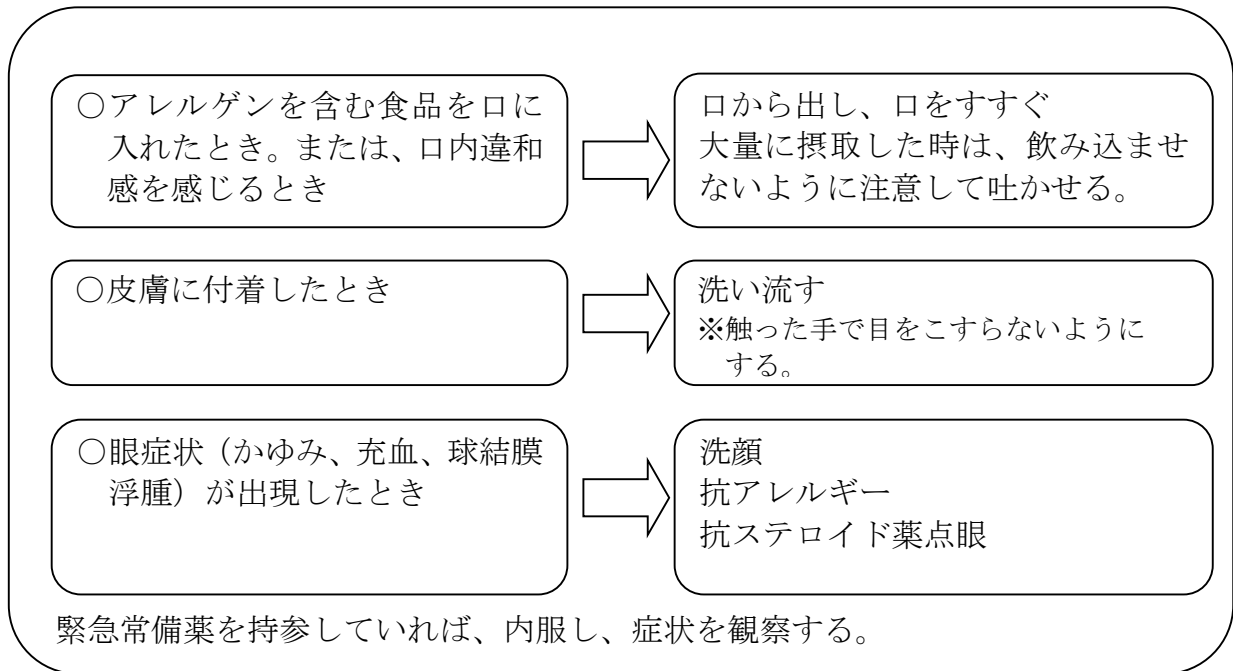
食物によるアナフィラキシーショック発症

初期対応	所の対応	入所者の対応
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発症者の氏名・性別・年齢などの情報、発症した場所、発症した状況などの聞き取りをし、所長（又は所長補佐）に報告をする。</li> <li>○原因食品の確認を、食堂関係者と行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原因物質を取り除く。（洗い流す、はき出させる等）</li> <li>○発症者をみんなの部屋へ運ぶ。（場合によってはその場で処置）</li> <li>○発症の確認（出現時間、具体的症状、原因食品の種類・量など）</li> <li>○嘔吐物や排泄物等があった場合は、利用団体の指導者が適切に処理する。（原則、所員は支援するものとし、処理はしない）</li> <li>○本人の家族に連絡をする。</li> </ul>
	<p>症状によって対応が異なるため、P11の資料を必読すること</p>	
2次対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発症の程度により、受入可能な医療機関の情報提供、及び救急車の要請をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急時、薬があれば内服させる。</li> <li>○エピペンがあれば投与する。</li> <li>○主治医へ連絡をして、指示を受ける。</li> <li>○状況に応じて、救急車を要請する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発症者の程度に応じて、所長（又は所長補佐）は、利用団体代表者に退所後の経過を確認する。</li> <li>○所長（又は所長補佐）は、事故原因を分析する。</li> <li>○所長（又は所長補佐）は、再発防止策を検討し、防止策を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発症者の程度に応じて、本所へ発症者の経過を連絡する。</li> </ul>
事後対応		

事前の安全対策

- 1 利用団体との事前打合せの際に、食事アレルギー等への対応要望書の提出依頼をする。食堂管理者は、それらの対策について、利用団体に情報提供する。また、利用者（またはその保護者）の承諾を得た上で、利用団体責任者と共に確実に対策を実行する。
- 2 食堂管理責任者の判断において、利用者の食物アレルギーに対し、個別対応ができない場合は、利用者の個人食材の持ち込みを許可する。
- 3 アレルギー対応食は、指導者立ち会いのもと、直接本人に受け渡す。

## 食物アレルギーによる症状への対応



下記の症状があった場合、5分以内にエピペン使用と救急搬送の判断をする。

### 緊急性が高いアレルギー症状

#### 【全身の表情】

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくい・不規則
- 唇や爪が青白い

#### 【呼吸器の症状】

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸

#### 【消化器の症状】

- 持続する強いお腹の痛み
- 繰り返しはき続ける



直ちにエピペンを使用する



救急車を要請する（119番通報）

# エピペン<sup>®</sup>の使い方

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

## ① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け  
エピペン<sup>®</sup>を取り出す

## ② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを  
下に向け、利き手で持つ

**“グー”で握る!**

## ③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

## ④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン<sup>®</sup>の先端  
(オレンジ色の部分)を軽くあて、  
“カチッ”と音がするまで強く押し  
あてそのまま5つ数える

**注射した後すぐに抜かない!  
押しつけたまま5つ数える!**

## ⑤ 確認する



使用前 使用後

エピペン<sup>®</sup>を太ももから離しオレ  
ンジ色のニードルカバーが伸び  
ているか確認する

**伸びていない場合は「④に戻る」**

## ⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、  
マッサージする

## 介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝を  
しっかり抑え、動かないように固定する

## 注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん中 (A) よりやや外側に注射する

### 仰向けの場合



### 座位の場合



「保育所における食物アレルギーマニュアル」

横浜市こども青少年局 横浜市医師会保育園医部会 引用

野外活動で傷病者が出た場合

初期対応	所の対応	利用者の対応
	<p>○利用団体代表者に連絡をする。 ○今後の対応を協議する。 ○所員の出動を指示する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                 ①救急バック ②AED                  ③担架 ④毛布 ⑤無線機                  ⑥携帯電話             </div> <p>○傷病者の状況を把握する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                 ①意識の有無 ②呼吸の有無                  ③出血の有無 ④救出の可否                  ⑤救急車要請の有無             </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                 傷病状況（氏名、性別、場所、症状、活動続行の可否等）を共有する。             </div> <p>○所の車で本部に搬送する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <b>【救急隊員の出動が必要だと判断】</b>                  ○救急車を要請する。                  ○救急隊員を現地まで案内する所員を配置する。                  ○救急隊員の指示をもとに搬送する。搬送不能の場合は、救急隊員が搬送する。             </div>	<p>○本部に傷病発生連絡をする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                 ①場所 ②名前 ③性別                  ④傷病の程度 ⑤発生時の状況             </div> <p>○傷病者は、その場から動かない。 ○チェックポイントに指導者を配置している場合、本部からの指示があるまでは待機する。 ○傷病者に指導者が付き添い、それ以外の利用者はその場から離れ、本部からの指示があるまでは、安全な場所で待機する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                 傷病状況（氏名、性別、場所、症状、活動続行の可否等）を共有する。             </div> <p>○関係機関に連絡をする。 ○所属校と保護者に連絡する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                 ○救急隊員からの助言をもとに応急処置を行う。                  ○容体に変化があった場合は救急隊員に連絡する。             </div>
2次対応	<p>○利用団体代表者と、今後の活動の変更、及び中止を協議する。</p>	<p>○医療機関の診断をもとに、該当利用者が今後の活動を継続するかを決定する。</p>
事後対応	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     退所後の経過を集約する。                 </div> <p>○設備が原因の場合、速やかに点検及び改修を行う。</p> <p>○疾病報告書を提出する。</p>	

事前の安全対策

- 1 消防署と連携し、年2回の応急処置・救助訓練を実施する。
- 2 定期的に安全点検を行い、環境整備及び安全維持管理に努める。
- 3 利用団体研修会で、危険箇所や安全な引率の仕方について、研修を行う。
- 4 利用団体には、事前の下見、及び踏査を実施してもらう。
- 5 活動開始前に、利用者に注意事項（山の歩き方、危険回避方法等）を説明する。
- 6 活動開始前に、指導者に緊急時の対応や指導者の役割について説明する。

野外活動で事故・行方不明が出た場合の所員の動き



救助・捜索時の原則

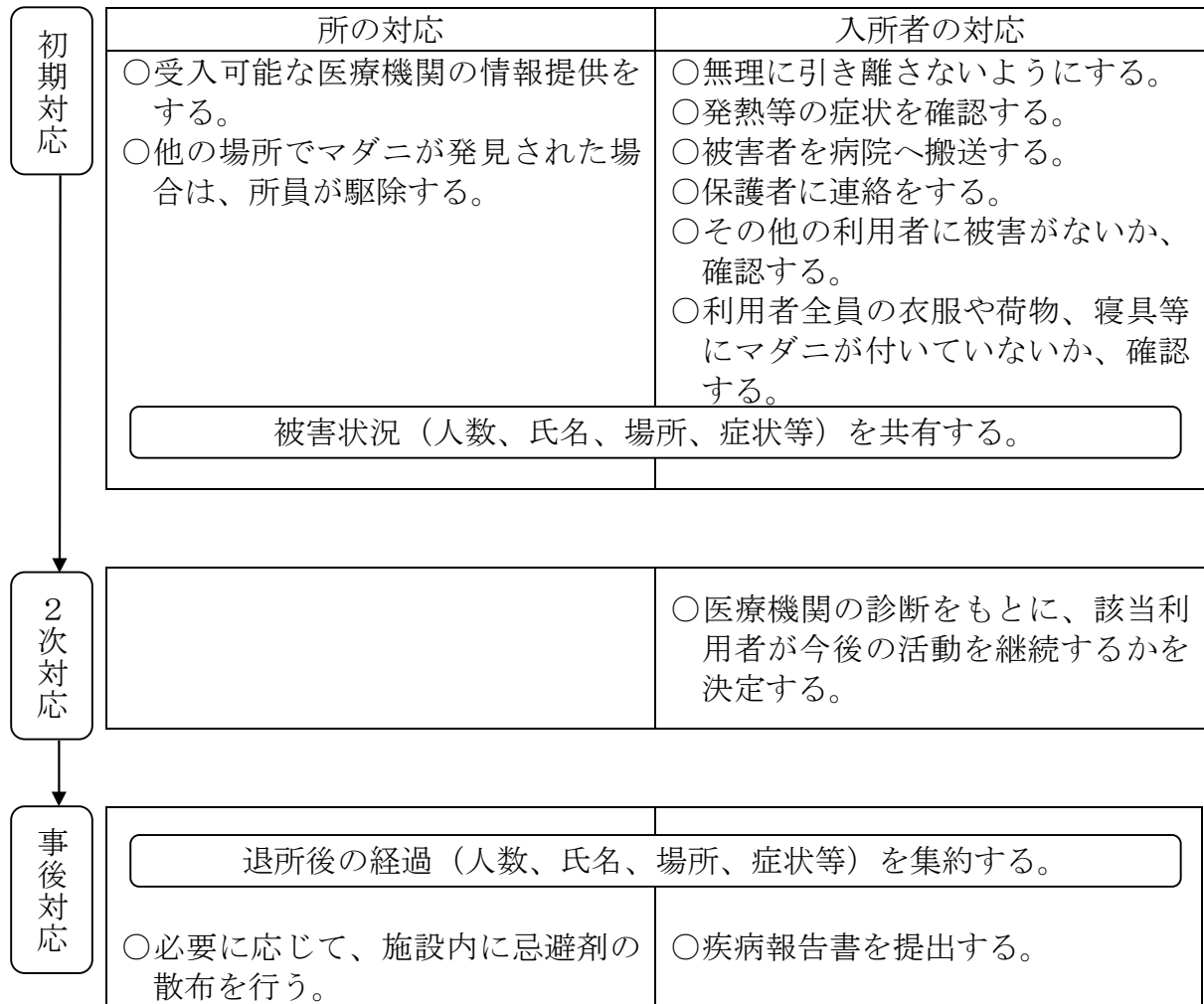
- ①冷静な判断と複数体制による救助・捜索活動
- ②二次災害の有無の可能性確認
- ③事故者(不明者)以外の人員の安全確保

【受診必要性の判断】

- ・呼吸、心肺の停止
- ・意識なし
- ・ひきつけ、けいれん
- ・首から上の怪我(程度による)
- ・大量の出血・縫合が必要と思われる怪我
- ・喘息発作
- ・動物に咬まれる
- ・有害植物等の誤食
- ・スズメバチ等に刺される
- ・アレルギーによるショック症状
- ・その他の状況による

★緊急を要する場合は救急車の要請

マダニによる被害



事前の安全対策

- 1 利用団体との事前打合せで、野外活動の服装と活動後のブラッシングの徹底や、虫除けスプレーの推奨を行う。活動ごとに服を替えることの必要性を説明する。
- 2 入所オリエンテーションで、利用者にマダニに対する危険性と被害を防ぐ方法（野外活動の服装、活動後のブラッシング）について説明する。脱いだ服は袋に入れ、かばんに片付けるよう説明する。
- 3 入浴時に、衣服や体にマダニが付いていないか確認させる。
- 4 定期的に活動エリアの点検及び整備を行う。

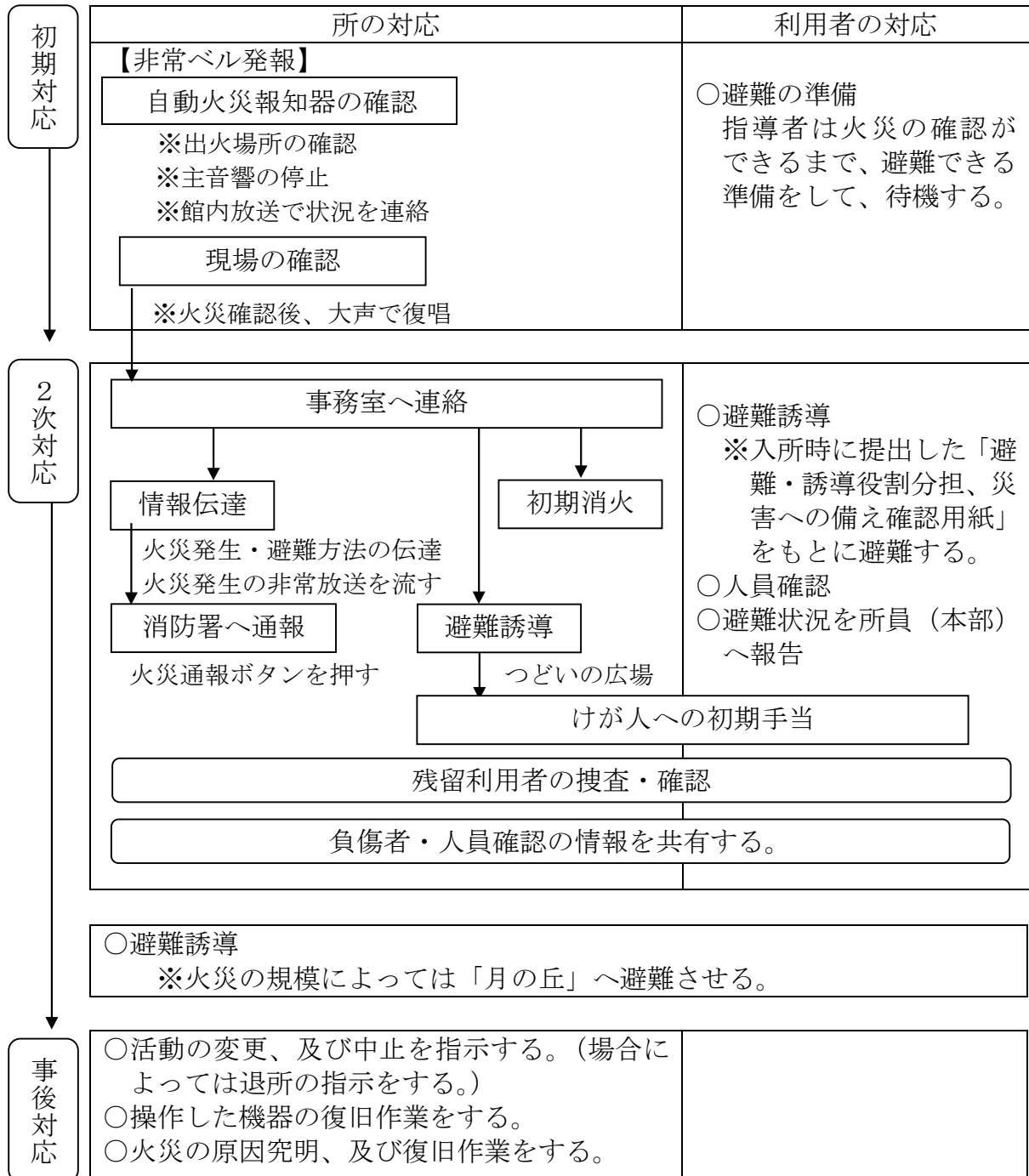
スズメバチに刺された場合

初期対応	<p>所の対応</p> <p>○受入可能な医療機関の情報を提供する。</p>	<p>入所者の対応</p> <p>○応急措置をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毒針を取り除く</li> <li>・吸引器で毒を吸い出す</li> <li>・患部を冷やす</li> <li>・薬を塗布する</li> </ul> <p>○活動中の場合は、自然の家へ無線を入れる。</p> <p>○被害者の症状を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・局所症状→腫れ、痛み、かゆみ、水ぶくれ 等</li> <li>・全身症状→全身発疹、ふるえ、めまい、呼吸困難、意識障害 等</li> </ul> <p>(アナフィラキシーショック：5～15分)</p>
	<p>被害者の状況（人数、氏名、場所、症状等）を共有する。</p>	
2次対応	<p>○被害状況に応じて、活動の中止を協議する。</p> <p>○同時入所の団体がある場合は、情報提供をする。</p>	<p>○病院に搬送するか、救急の要請をする。</p> <p>○医療機関の診断をもとに、該当利用者が今後の活動を継続するかを決定する。</p>
事後対応	<p>退所後の経過状況を（人数、氏名、場所、症状等）を集約する。</p>	
	<p>○利用団体代表者に退所後の経過を確認する。</p> <p>○事故発生箇所の調査及び駆除作業を実施する。（必要に応じて活動エリアを制限する）</p>	

事前の安全対策

- 1 入所者に対して、スズメバチの危険性及び自己防衛の説明をする。
- 2 防止対策を実施する。
  - ・注意喚起の看板を設置する。
  - ・被害防止対策として、駆除する罫を設置する
  - ・巣を発見した場合は、専門業者に駆除作業を依頼する。
- 3 応急処置器具等を準備し、指導者に対して器具の使用方法を説明する。
  - ・吸引器（ポイズンリムーバー）
  - ・塗布薬（抗ヒスタミン成分配合のステロイド軟膏）

火災発生時【昼間の対応】



事前の安全対策

- 1 定期的な火災に対する防災訓練を実施する。
- 2 入所時に指導者に対して「避難・誘導役割分担、災害への備え確認用紙」の内容について、周知徹底する。
- 3 入所オリエンテーションで、避難経路及び避難場所の説明をする。



火災発生時【夜間の対応】

初期対応	<p>所の対応</p> <p>【非常ベル発報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自動火災報知器を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※出火場所の確認</li> <li>※主音響の停止</li> <li>※館内放送で状況を連絡</li> </ul> </li> <li>○出火場所を確認する。</li> <li>○避難命令を出す。</li> </ul>	<p>利用者の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難誘導 <ul style="list-style-type: none"> <li>※入所時に提出した「避難・誘導役割分担、災害への備え確認用紙」をもとに避難する。</li> </ul> </li> </ul>
	<p>2次対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○消防署へ通報する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※火災通報ボタンを押す</li> </ul> </li> <li>○初期消火を行う。</li> <li>○災害対策連絡網で緊急連絡・招集をかける。</li> </ul> <p style="text-align: center;">負傷者・人員確認の情報を共有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人員確認</li> <li>○残留利用者の捜査・確認</li> <li>○避難状況を所員（本部）へ報告</li> <li>○関係機関へ被害状況を報告する。</li> </ul>
	<p>○避難誘導</p> <p>※火災の規模によっては「月の丘」へ避難させる。</p>	
事後対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○活動の変更及び中止を指示する。（場合によっては退所の指示をする）</li> <li>○操作した機器の復旧作業をする。</li> <li>○火災の原因究明及び復旧作業をする。</li> </ul>	



地震の発生時の対応<館内で活動している場合>

初期対応	<p>所の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一時避難について、放送にて指示をする。(震度4以上)</li> <li>○館内の安全確認を行い、利用団体へ状況を報告する。</li> <li>○火の元の確認をする。(ガス・ボイラーの安全停止)</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><b>【震度4以上の時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震災害対策本部を設置する。 →すべての活動の中止を決定する。</li> <li>○所長へ連絡し、所員を招集する。</li> </ul> <p><b>【震度3以下の時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○活動の継続、中止の判断をする。</li> <li>○夜間の場合、建物等へ異常がない場合は、翌朝所員で情報交換する。</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じて救急車の要請を行う。</li> </ul>	<p>入所者の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一時避難場所に参加者を誘導する。</li> <li>○人員点呼・負傷者の確認を行う。</li> <li>○館内の安全確認ができた場合は、屋内で待機する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○負傷者の手当、医療機関への搬送の判断をする。</li> </ul>
	<p>負傷者、不明者の情報を共有する。</p>	
2次対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○館内の被害状況(水道、電気、危険箇所等)を調査する。</li> <li>○情報(地震の規模、各地の状況)を収集する。</li> <li>○被害状況の調査(エリア、周辺道路)</li> <li>○関係機関への連絡(県教委、西部危機管理局、引佐地域自治センター、団体所属校、久留女木自治会) *巻末「連絡先一覧」を参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関へ被害状況を連絡する。</li> </ul>
	<p>避難生活に関わる今後の対応を検討する。</p>	
事後対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○退所、帰宅にかかわる判断をする。</li> <li>○避難所(旧久留女木小学校)への移動についての判断をする。</li> <li>○所にとどまる間の食事や生活方法等の検討をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難場所への移動、退所等の指示を出す。</li> </ul>

事前の安全対策

- 1 防災計画を立て、定期的な地震に関する防災訓練を実施する。
- 2 入所オリエンテーションで、避難経路及び避難場所の説明をする。
- 3 非常食・飲料を常備する。

地震の発生時の対応<野外で活動している場合>

	所の対応	入所者の対応	
初期対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入所団体に無線機で連絡をする。</li> <li>【震度4以上の時】</li> <li>○地震災害対策本部を設置する。 →すべての活動の中止を決定する。</li> <li>○所長へ連絡し、所員を招集する。</li> <li>【震度3以下の時】</li> <li>○活動の継続、中止の判断をする。</li> <li>○夜間の場合、建物等へ異常がない場合は、翌朝所員で情報交換する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○無線の指示に従い、現在いる活動エリアの状況を報告する。</li> <li>○指導者は参加者全員の所在が確認され、対策本部から指示があるまで移動しない。</li> <li>○班活動の場合は、最寄りのチェックポイントで参加者を待機させる。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○帰所するための道路状況を調査する。</li> <li>○帰所するルートを検討する。</li> <li>○必要に応じて救急車の要請を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○負傷者の手当、医療機関への搬送の判断をする。</li> </ul>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">帰所するためのルートを無線で伝え合う。</div>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○帰所した参加者の人員点呼・負傷者の確認を行う。</li> </ul>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">負傷者、不明者の情報を共有する。</div>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不明者の捜索をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○夜の活動の時には、不明者の捜索を手助けする。</li> </ul>	
2次対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報（地震の規模、各地の状況）を収集する。</li> <li>○被害状況の調査（周辺道路）</li> <li>○関係機関への連絡（県教委、西部危機管理局、引佐地域自治センター、団体所属校、久留女木自治会）</li> <li>*巻末「連絡先一覧」を参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関へ被害状況を連絡する。</li> </ul>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">避難生活に関わる今後の対応を検討する。</div>		
事後対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難生活に関わる今後の対応を検討し、指示を出す。</li> <li>・退所、帰宅にかかわる判断をする。</li> <li>・避難所（旧久留女木小学校）への移動についての判断をする。</li> <li>・所にとどまる間の食事や生活方法等の検討をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所長の指示に従い、避難場所への移動、退所等の指示を出す。</li> </ul>	

事前の安全対策

- 1 防災計画を立て、定期的な地震に関する防災訓練を実施する。
- 2 非常食・飲料を常備する。
- 3 エリア内活動のオリエンテーションの際に、緊急時には安全なルートで近くのチェックポイントに集合することを伝える。



不審物の発見

初期対応	所の対応	入所者の対応
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所員の出勤を指示する。</li> <li>①現場の状況確認</li> <li>②施設周辺の巡視</li> <li>○事務室に状況を連絡する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所員に状況を連絡する。</li> <li>○「動かさない」「触らない」「近づかない」ことを徹底する。</li> </ul>
	不審物に関する情報を共有する。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難の指示を出す。</li> <li>○警察に連絡する。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">細江警察署 053-522-0110 引佐北部駐在所 053-544-1500</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難誘導をする。</li> <li>○点呼及び負傷者の確認をする。</li> </ul>
	利用者の状況（負傷者の有無等）を共有する。	
2次対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会教育課へ経過及び状況を報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関に連絡をする。</li> </ul>
	今後の活動を継続するか協議する。	
事後対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警察と連携し、防止策及び適切な対応について研修を行う。</li> <li>○必要に応じて、施設内の整備を行う。</li> </ul>	

事前の安全対策

- 1 必要に応じて警察署と連携し、不審物への対応方法についての訓練を実施する。
- 2 入所オリエンテーションで、避難経路及び避難場所の説明をする。
- 3 日頃より施設の整理整頓に努め、不要な物は廃棄する。

## 消防車の呼び方【火災通報】

119番通報すると、指令員が消防車の出動に必要なことを、順番に聞いてくる。消防車はすぐに出動します。

**あわてず、ゆっくりと指令員の質問に答える。**

指令員の質問	所員の応答
① こちら、119番です。 火事ですか？ 救急ですか？	① 火災であることを伝える。 「火事です。」
② 住所はどこですか？	② 消防車に来てほしい住所を伝える。 「住所は、浜松市浜名区引佐町東久留女木字観音山（静岡県立観音山少年自然の家）です。」
③ 出火場所はどこですか？	③ 火元の場所を伝える。 例：「1階ボイラー室です。」
④ 出火状況を教えてください。	④ 火元及び周辺の状況を伝える。 例：「ボイラー室が激しく延焼しています。初期消火ができる状況ではありません。」
※所員からの出火状況により (1) 「避難を優先してください。」 (2) 「初期消火をしてください。」等	
⑤ 人数確認は大丈夫ですか？ 逃げ遅れた者や負傷者はいますか？	⑤ 人数把握の状況を伝える。 例：「利用団体の引率者(指導者)による人員点呼を行い、逃げ遅れた者や負傷者はいません。」
⑥ あなたの名前と 連絡先を教えてください。	⑥ 名前と連絡先を伝える。 「私の名前は〇〇〇〇です。」 「電話番号は、 053-545-0111 【観音山少年自然の家】 090-7607-2883 【観音山携帯電話番号】」

- ・その他、危険物等消火活動に支障があるもの（プロパンボンベ庫）、空調設備、排煙設備の作動状況、消火用水利の説明（102地点）等について尋ねられることがある。
- ・上記に示したものは、一般的な聞き取り内容です。

## 救急車の呼び方【急患・救急車要請】

119番通報すると、指令員が救急車の出動に必要なことを、順番に聞いてくる。救急車はすぐに出動します。

**あわてず、ゆっくりと指令員の質問に答える。**

指令員の質問	所員の応答
① こちら、119番です。 火事ですか？ 救急ですか？	① 救急であることを伝える。 「救急です。」
② 住所はどこですか？	② 救急車に来てほしい住所を伝える。 「住所は、浜松市浜名区引佐町東久留女木字観音山（静岡県立観音山少年自然の家）です。」
③ どうしましたか？	③ 具合が悪い方の症状を伝える。 最初に、誰が、どのようにして、どうなったと簡潔に伝える。また、分かる範囲で意識、呼吸の有無等を伝える。
④ おいくつの方ですか？	④ 具合の悪い方の年齢を伝える。 年齢を伝える。 分からない時は、「50代」のように、おおよそでかまわないので伝える。 ※引率指導者に、詳しい状況等について説明してもらうようにする。
⑤ あなたの名前と 連絡先を教えてください。	⑥ 名前と連絡先を伝える。 「私の名前は〇〇〇〇です。」 「電話番号は、 053-545-0111 【観音山少年自然の家】 090-7607-2883 【観音山携帯電話番号】」

- ・その他、詳しい状況、持病、かかりつけ病院等について尋ねられることがある。
- ・上記に示したものは、一般的な聞き取り内容です。

### 【救急隊員の到着時間】

- 引佐派出所からの救急車（約25分）
- 北消防署からの救急車（約40分） ※派出所からの出動が不可の場合
- 救急医療用ヘリコプター  
※救急ヘリが待機可能な場所は「月の丘」もしくは「旧久留女木小学校運動場」